

資料編

1. 国際的な人権尊重の流れ
2. 世界人権宣言
3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
4. 宇治市人権教育・啓発推進本部設置要項
5. 用語索引

1. 国際的な人権尊重の流れ

| 年 | | 主な出来事 | 分野 |
|------|-------|--|----------|
| 1948 | 昭和 23 | 国連「世界人権宣言」採択 | 【人権全般】 |
| 1965 | 昭和 40 | 国連「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択 | 【人権全般】 |
| 1966 | 昭和 41 | 国連「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）（A規約）」採択 | 【人権全般】 |
| | | 国連「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）（B規約）」採択 | 【人権全般】 |
| 1979 | 昭和 54 | 国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約（女子差別撤廃条約）」採択 | 【女性】 |
| 1989 | 平成元 | 国連「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」採択 | 【子ども】 |
| 1993 | 平成 5 | 世界人権会議「ウィーン宣言と行動計画」採択 | 【人権全般】 |
| 1995 | 平成 7 | 第4回世界女性会議において「北京宣言」採択 | 【女性】 |
| 2004 | 平成 16 | 「人権教育のための世界計画」決議 ※現在も行数年ごとのフェーズに分けて行動計画が継続中 | 【人権全般】 |
| 2006 | 平成 18 | 国連「人権理事会」設置 | 【人権全般】 |
| | | 国連「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」採択 | 【障害のある人】 |
| 2011 | 平成 23 | 人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」採択 | 【人権全般】 |
| 2015 | 平成 27 | 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択 | 【人権全般】 |

2. 世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

右決議する。

参議院・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

4. 宇治市人権教育・啓発推進本部設置要項

(目的)

第1条 宇治市の人権教育、人権啓発を推進するための基本的指針として平成12年3月に策定した「人権教育のための国連10年宇治市行動計画」が平成16年12月を以って終了したが、依然として同和問題や女性問題をはじめ様々な人権問題が存在している現状から、真に人権が尊重される社会の実現に向けて、引き続き、関係部局の緊密な連携のもと人権教育、人権啓発を総合的かつ計画的に推進するため「宇治市人権教育・啓発推進本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(担任事項)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項について協議し決定する。

- (1) 宇治市人権教育・啓発推進計画に基づく人権教育、人権啓発の推進に関すること。
- (2) その他人権教育、人権啓発の推進に関し必要と認められる事項。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、特別本部員及び本部員を以って組織する。

- 2 本部長は、市長を以って充てる。
- 3 副本部長は、副市長を以って充てる。
- 4 特別本部員は、教育長を以って充てる。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者を以って充てる。

(運営)

第4条 本部長は、本部の会議を招集しこれを総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは本部長を代理する。
- 3 特別本部員は、本部長及び副本部長を補佐する。

(幹事会)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置き、具体事務を処理する。

- 2 幹事は、別表第2に掲げる職にある者を以って充てる。
- 3 幹事会は、人権環境部人権啓発課長が招集しこれを総括する。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、人権環境部人権啓発課に置く。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成18年2月6日から施行する。

- 2 この要項は、平成21年10月20日から施行する。
- 3 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、平成25年1月10日から施行する。
- 5 この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この要項は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 8 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 9 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 10 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 11 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 12 この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 13 この要項は、令和7年4月1日から施行する。
- 14 この要項は、令和7年11月18日から施行する。

別表第1

理事、危機管理監、市長公室長、政策企画部長、
 総務・市民協働部長、産業観光部長、人権環境部長、
 福祉こども部長、健康長寿部長、建設部長、
 都市整備部長、議会事務局長、上下水道部長、
 教育部長、消防長

別表第2

| | |
|----------|--|
| | 危機管理室長 |
| 市長公室 | 秘書広報課長、人事課長 |
| 政策企画部 | 政策戦略課長 |
| 総務・市民協働部 | 総務課長、市民協働推進課長、市民課長 |
| 産業観光部 | 産業振興課長 |
| 人権環境部 | 人権啓発課長、男女共同参画課長 |
| 福祉こども部 | 乳幼児教育・保育支援センター長、 地域福祉課長、生活支援課長、 障害福祉課長、こども福祉課長、 保育支援課長、保健推進課長 |
| 健康長寿部 | 長寿生きがい課長、健康づくり推進課長、 介護保険課長 |
| 建設部 | 建設総務課長 |
| 都市整備部 | 公園緑地課長 |
| 上下水道部 | 上下水道総務課長 |
| 教育部 | 教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、 教育支援課長 |
| 消防本部 | 消防総務課長 |

5. 用語索引

| 〔あ 行〕 | |
|---|----|
| アライアンス | 29 |
| インクルーシブ | 34 |
| インターネット | 56 |
| インフォームドコンセント | 70 |
| 宇治市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン | 39 |
| 宇治市教職員研修講座 | 67 |
| 宇治市障害者・高齢者権利擁護センター | 29 |
| 宇治市男女生き生きまちづくり条例 | 20 |
| 宇治市男女共同参画支援センター | 20 |
| 宇治市要保護児童対策地域協議会 | 25 |
| HIV | 43 |
| SNS | 56 |
| LGBT | 48 |
| LGBT理解増進法 | 48 |
| 〔か 行〕 | |
| 介護保険制度 | 29 |
| 学習指導要領 | 67 |
| 学校教育の重点 | 67 |
| 国際人権規約 | 2 |
| こども基本法 | 25 |
| コミュニティ・スクール | 67 |
| 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法) | 20 |
| 〔さ 行〕 | |
| JKビジネス | 20 |
| ジェンダー | 20 |
| ジェンダーアイデンティティ | 48 |
| 社会教育 | 8 |
| 障害者差別解消法 | 34 |
| 障害福祉サービス | 34 |
| 人権教育のための世界計画 | 2 |
| 人権擁護委員 | 5 |
| 人権教育・啓発に関する基本計画 | 2 |
| 人権擁護機関 | 13 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 持続可能な開発目標(SDGs) | 2 |
| スクールカウンセラー | 25 |
| スクールソーシャルワーカー | 25 |
| 世界保健機関(WHO) | 43 |
| 世界人権宣言 | 1 |
| (公財)世界人権問題研究センター | 3 |
| 性的指向 | 48 |
| 成年後見制度 | 29 |
| 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン | 68 |
| セクシュアルハラスメント | 20 |
| 〔た 行〕 | |
| 男女共同参画社会 | 20 |
| DV(ドメスティック・バイオレンス) | 20 |
| 同和対策審議会答申 | 13 |
| 〔な 行〕 | |
| 認知症アクションアライアンス | 30 |
| 〔は 行〕 | |
| ハラスメント | 59 |
| パタニティハラスメント | 20 |
| 非嫡出子 | 51 |
| 「ビジネスと人権」 | 59 |
| 『ビジネスと人権』に関する行動計画 | 69 |
| 部落差別解消推進法 | 13 |
| プラットフォーム | 25 |
| プラットフォーム事業者 | 56 |
| プロバイダ | 56 |
| ヘイトクライム | 39 |
| ヘイトスピーチ解消法 | 39 |
| 保護司 | 49 |
| 〔ま 行〕 | |
| マタニティハラスメント | 20 |
| 門地(もんち) | 7 |
| 〔や 行〕 | |
| 山城人権ネットワーク推進協議会 | 72 |

| 〔ら 行〕 | |
|--------------|----|
| ヤングケアラー | 25 |
| リテラシー | 56 |
| 隣保館(りんぽかん) | 13 |
| 〔わ 行〕 | |
| ワーク・ライフ・バランス | 20 |

宇治市第3次人権教育・啓発推進計画
2026（令和8）年3月

発行 宇治市人権環境部人権啓発課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地
TEL 0774-22-3141（代）

